令和7年度　　仕　様　書

委　託　名	配給水管漏水調査業務委託
委　託　場　所	川越市全域
委託大要	委託大要 調査距離　92．6km 戸別音聴調査　5，200戸

内　訳　表

工　種　種　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
漏水調査費					
直接業務費					
作業計画作成	式	1.0			第1号内訳書
現場下見調査	式	1.0			第2号内訳書
戸別音聴調査	式	1.0			第3号内訳書
弁栓音聴調査	式	1.0			第4号内訳書
漏水確認調査	式	1.0			第5号内訳書
報告書作成	式	1.0			第6号内訳書
直接業務費　計					
直接経費(安全費)					
率計上分	式	1.0			
業務原価	式	1.0			
諸経費	式	1.0			

内　訳　表

工　種　種　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　要
業務価格					
消費税等相当額					
設計額					

作業計画作成　　内　訳　書　　第1号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
作業計画作成		km	92.6			第1号代価表
計						

現場下見調査　　内　訳　書　　第2号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
現場下見調査		km	92.6			第2号代価表
計						

戸別音聴調査　　内　訳　書　　第3号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
戸別音聴調査		戸	5,200			第3号代価表
計						

弁栓音聴調査　　内　訳　書　　第4号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
弁栓音聴調査		km	92.6			第4号代価表
計						

漏水確認調査　　内　訳　書　　第5号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
漏水確認調査		km	27.8			第5号代価表
計						

報告書作成　　内　訳　書　　第6号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
報告書作成		km	27.8			第6号代価表
計						

作業計画作成　　音聴作業主体　　代　価　表　　第1号

種　　別	形状寸法	単　位	数　量	単　　価	金　　額	摘　　要
調査技師		人				
調査助手		人				
計						1日当り
1km当り						

現場下見調査　　音聴作業主体　　代　価　表　　第2号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
調査助手		人				
ライトバン損料	1.5ℓ	h				
ライトバン損料	1.5ℓ	日				
ガソリン		ℓ				
諸雑費		式	1.00			
計						1日当り
1km当り						

戸別音聴調査　50～150戸/km　代　価　表　第3号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
調査助手		人				
ライトバン損料	1.5ℓ	h				
ライトバン損料	1.5ℓ	日				
ガソリン		ℓ				
諸雑費		式	1.00			
計						1日当り
1戸当り						

弁栓音聴調査　　代　価　表　　第4号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
調査助手		人				
諸雑費		式	1.00			
計						1日当り
1戸当り						

漏水確認調査　50～150戸/km　代　価　表　第5号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
調査助手		人				
相関式漏水探知器損料		日				
発動発電機損料	1kVA	日				
電動ハンマドリル損料	1.1kW	日				
ライトバン損料	1.5ℓ	h				
ライトバン損料	1.5ℓ	日				
ガソリン(発動発電機)		ℓ				
ガソリン(ライトバン)		ℓ				
諸雑費		式	1.00			
計						1日当り
1km当り						

報告書作成　音聴作業主体 集計・分析、考察提言含む

代　価　表

第6号

種　別	形状寸法	単 位	数 量	単　価	金　額	摘　要
調査技師		人				
調査助手		人				
計						1日当り
1km当り						

配給水管漏水調査業務委託標準仕様書

川越市上下水道局

第１章　総　　則

（仕様）

第１条　本標準仕様書は、川越市上下水道局（以下「発注者」という。）が指定する水道施設（配水管及び配水補助管、給水装置のメーターまで）の漏水調査業務委託（以下「本業務」という。）に関する仕様について定めたものである。

（適用範囲）

第２条　本業務は、「令和７年度　人工衛星を用いた漏水リスク評価業務委託」の成果を基に、漏水リスクレベルＤとＥの箇所(100m メッシュ　251 箇所)の漏水調査を行うものとする。

（通則）

第３条　本業務は、契約書、仕様書及び発注者が貸与する資料等(クラウド型システムのアカウント情報含む)に基づき、発注者監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い施行すること。

（受注者の義務）

第４条　受注者は、契約の履行にあたっては、本業務内容の意図と目的を十分に理解し、本業務に必要とする体制を確立し、最高の技術を発揮するようにしなければならない。

２　受注者は、水道法、建設業法、道路法、道路交通法、河川法、騒音規制法、振動規制法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法その他関係法規及び川越市水道事業給水条例・施工規程等調査業務に関する諸法令規則を遵守しなければならない。

３　受注者は、本業務の履行に関して発注者または第三者に損害を与えたときは、受注者の全責任をもって賠償すること。

（提出書類）

第５条　受注者は、契約締結後速やかに次の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。また、変更したときも同様とする。

（１）業務従事者名簿

（２）管理技術者届

（３）委託業務実施計画書

（技術者等の選定）

第６条　受注者は、次の要件を充たす技術者を選定し本業務に従事させなければならない。

（１）調査技師

漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行う者。

（２）調査助手

漏水調査及び管路探知等の作業に習熟する者。

（３）調査補助員

漏水調査及び管路探知等の作業について、調査技師または調査助手の指示に従って作業を行う能力を有する者。

（現場管理）

第７条　受注者は、本業務に従事する者に次のことを指示し、励行させなければならない。

（１）発注者が貸与する腕章を着用し、また発注者が発行する身分証明書を常時携帯し、第三者から請求があったときにはこれを提示すること。

（２）使用する調査機器等を常備するとともに、常に点検整備をし、調査精度の保持をすること。

（３）調査実施にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立入る場合は、本業務の目的を明確に伝えること。

（４）通行車両及び通行者の安全を確保し、適宜、危険を未然に防止する対策を講じること。

（５）既存の構造物を損傷しないように、適切な措置を講じること。

（６）事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じ、速やかにその旨を監督員に報告し、その指示により対処すること。

（疑義）

第８条　本標準仕様書等に疑義を生じたときは、その都度発注者と受注者とが誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとする。

第２章　調　査　作　業

（班編成）

第９条　受注者は、本業務の実施にあたっては１班２名以上での体制で臨むこと。

（作業計画）

第１０条　受注者は、本業務の着手前に、調査資料等をもとに円滑な業務の遂行を綿密に計画し、作業計画書を提出しなければならない。

２　作業計画書には、次の事項を記載すること。
（１）作業概要
（２）現場組織（職務分担、緊急連絡体制など）
（３）作業計画（作業方法、実施工程など）
（４）安全計画（保安対策など）
（５）その他、作業に必要となる事項

（現場下見調査）
第１１条　本業務に先立ち、調査区域の配給水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うものである。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握するものである。

（戸別音聴調査）
第１２条　調査区域内の各戸の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

（弁栓音聴調査）
第１３条　道路上の止水栓、仕切弁、制水弁等の管路付属施設を対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

（漏水確認調査）
第１４条　発見した漏水音（漏水擬似音）発生箇所を、ボーリングバーまたは相関式漏水探知装置を用いて再調査し、漏水箇所を確定するものである。なお、漏水確認調査（ｋｍ）については、調査距離の３０％を想定する。
２　ボーリングバー等を用いて掘削するときは、地下埋設物等に損傷を与えないよう留意すること。
３　ボーリングバー等の掘削穴は、適切に補修すること。

（作業日報の作成）
第１５条　受注者は、発注者が定めた作業日報を当該作業日の翌営業日に監督員に提出すること。

（調査結果の登録）
第１６条　受注者は、本業務の調査結果について発注者が指定したクラウド型システムへ登録すること。なお、クラウド型システムの利用方法については、業務開始前に操作方法などの研修を実施する。

（報告書の作成）
第１７条　受注者は、本業務の調査結果について報告書を作成し、提出すること。

報告書は主に漏水箇所及び漏水確認調査について記述し、調査距離(km)の３０％を想定する。

２　提出する成果品は次のとおりとする。

1）調査日報　　2）漏水箇所報告書　　3）漏水箇所図

4）調査写真　　5）その他、監督員が指示した事項